

規制の事前評価書

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由の追加等

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

評価実施時期：令和7年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」（令和6年11月11日情報通信審議会最終答申）を踏まえ、電気通信番号を使用した特殊詐欺の実刑を受けた者や電気通信番号の犯罪利用を企図した者に電気通信番号が流通することを防ぐため、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加する等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールにより桁数等に制約がある有限希少な資源であるところ、電気通信番号は、IoT の実用化等の情報通信技術の進展によって、多様なサービスへの使用やその拡大が見込まれており、電気通信役務の円滑な提供や利用者利便の一層の増進に資するよう、電気通信番号の効率的な使用や適正な管理を行うことが必要である。
- ・現行の電気通信事業法では、電気通信番号を使用しようとする全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととしており、これにより、電気通信事業者による電気通信番号の使用及び管理の適正性を確保している。
- ・しかし、電気通信番号使用計画の認定を受けている電気通信事業者の中には、電気通信番号を特殊詐欺等の犯罪に利用する者がおり、最近は、このような者に対する有罪判決（特殊詐欺の幫助罪）が下されている状況にある。
- ・現行制度では、このような電気通信番号の犯罪利用を企図した電気通信事業者への電気通信番号の流通を阻止する規律はなく、電気通信番号がひっ迫し、多様なニーズへの対応が求められる中、電気通信番号の効率的な使用や適正な管理の観点から課題となっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・上記の課題の解決を図るため、
 - ① 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること
 - ② 特殊詐欺の実行犯に対して電気通信番号を提供するために一時的に電気通信番号使用計画の認定を取得しようとする者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定の基準として申請者の役務継続の見込み等を追加すること
 - ③ 認定を受けていない者に電気通信番号が流通することを防ぐため、卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、提供先の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていること等の確認義務

を課すこと
を主な内容とする電気通信事業法の一部改正を行う。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・電気通信番号の特殊詐欺への利用は、総務大臣から電気通信番号の指定を直接受けた電気通信事業者自身が関与している例は少なく、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供と同時に電気通信番号の提供を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループが当該電気通信番号を利用して特殊詐欺を実行するケースが一般的である。
- ・このため、他の規制手段として、例えば、二段階以上の卸電気通信役務の禁止について検討を行った。
- ・これについて、二段階以上の卸電気通信役務の提供は、既に広く行われているところ、この中で特殊詐欺等の犯罪に関与している事業者はごく一部にすぎないため、当該卸電気通信役務の提供の禁止は、過度な規制となりかねず、また、社会的影響が大きいと考えられることから、見送ることとした。

<その他非規制手段の検討状況>

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・非規制手段としては、これまで、電気通信事業者と連携して特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止措置等を講ずる「番号の利用停止スキーム」等の対策が行われている。
- ・このような対策は一定の効果を上げているものの、最近では、電気通信事業者が特殊詐欺の幫助として、逮捕・起訴、実刑判決に至った事例が増加していることから、電気通信事業者が電気通信番号を利用可能となる段階において、電気通信番号の特殊詐欺への利用を防止する枠組みを整備することが必要である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・警察庁公表資料によると、令和5年の特殊詐欺の被害額は452.6億円となっており、欺罔手段としては電話が77.5%占めていることから、単純な推計として、約350.8億円の被害が電話を端緒とした可能性がある。
- ・今回の改正により、特殊詐欺等の犯罪利用を企てる者に対して電気通信番号が流通しづらくなり、大きな便益が得られると考えられる。
- ・本制度がどの程度特殊詐欺等の防止に寄与したかを定量的に把握することは困難であるが、事後評価の際は、特殊詐欺に電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が関与した状況の推移などにより検証を行う。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・上記の1①について、詐欺罪等により刑に処せられた者等が欠格事由に追加されるのみであることから、電気通信事業者の遵守費用は増加しない。
- ・1②について、役務継続の見込み等が電気通信番号使用計画の認定の基準として追加されることにより、電気通信事業者は、新たに事業計画等を添付書類として作成することが必要となる。これについて、仮に申請が1年当たり20社と仮定すると、遵守費用は約21万円/年となる。

$2,660 \text{円 (担当者時給※)} \times 2 \text{時間 (申請に係る事業計画の作成に要する時間)} \times 2 \text{人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} \times 20 \text{社} = 212,800 \text{円}$

- ・1③について、卸電気通信役務の提供をする事業者は、卸電気通信役務の契約締結時に、当該提供先が電気通信番号使用計画の認定を取得していること等の確認義務が課されることとなる。これについて、仮に150事業者が年間10件ずつの卸電気通信役務の契約を締結すると仮定すると、遵守費用は約1,600万円/年となる。

$2,660 \text{円 (担当者時給※)} \times 2 \text{時間 (提供先の認定取得確認に要する時間)} \times 2 \text{人 (実際に作業を行うと考えられる人数)} \times 150 \text{社} \times 10 \text{件} = 15,960,000 \text{円}$

※ $4,595,000 \text{円 (令和5年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間))} \div 1,726 \text{時間 (令和5年労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数)} \div 2,660 \text{円}$

<行政費用>

- ・上記の1①について、詐欺罪等により刑に処せられた者等が欠格事由に追加されるのみであることから、電気通信番号使用計画の認定に係る行政費用は増加しない。
- ・1②について、役務継続の見込み等が電気通信番号使用計画の認定の基準として追加されることで、認定の審査項目が増加する。これについて、仮に申請を1年当たり20社と仮定すると、遵守費用は約40万円となる。

$3,310 \text{円 (担当者時給※)} \times 2 \text{時間 (1件当たりの対応に要する費用)} \times 3 \text{人 (担当者の人数)} \times 20 \text{件} = 397,200 \text{円}$

※ $6,666,248 \text{円 (国家公務員における給与 (令和6年版) (内閣人事局))} \div 2,015 \text{時間 (7.75時間} \times 5 \text{日} \times 52 \text{週)} \div 3,310 \text{円}$

<その他の負担>

- ・現時点で想定されるその他の負担はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・警察庁からは、主に以下のような意見があった。
 - 利用番号や販売拒否の停止は対症療法であり事業者だけの取組には限界があることから制度上の対応が重要。
 - 認定取得済み事業者が悪質事業者であった場合には、認定取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。
- ・消費者団体からは、主に以下のような意見があった。
 - 総務省が認定を行う際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。
 - 事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないか。
- ・事業者からは、主に以下のような意見があった。
 - これまでも現行制度に基づき認定状況の確認を実施しており、追加負担は大きくない。
 - 負担はあるものの、犯罪利用対策という趣旨に鑑みれば対応可能。
 - 事業者側の負担についても考慮が必要。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（令和6年6月3日～9月3日にかけて計7回開催）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bango_seisaku/tel_number_wg.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・施行後3年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。